

令和4年第3回岩泉町議会  
臨時会会議録目次

第1号 (5月18日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
副議長挨拶	7
写真撮影の許可について	7
開会の宣告	7
開議の宣告	7
追悼演説	7
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定について	9
議長の選挙について	10
議長当選承諾及び挨拶	11
日程の追加	12
副議長の選挙について	12
副議長当選承諾及び挨拶	14
副議長の再選挙について	14
副議長当選承諾及び挨拶	17
日程の追加	17
議席の一部変更について	18
議長の常任委員の辞任について	18
日程の追加	19

常任委員の所属の変更について	20
広報広聴常任委員の選任について	20
行政報告	21
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	22
・報告第1号 令和3年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第2号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
・承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求 めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
・承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求める ことについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
・議案第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約の 締結に関し議決を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
・議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
・議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
閉会の宣告	31
署名	33

令和4年第3回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	令和4年5月13日					
招集の場所	岩泉町議会議事堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開会	令和4年5月18日 午前10時00分				
	閉会	令和4年5月18日 午後2時06分				
出席及び欠席議員  出席13人 欠席0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千葉泰彦	○	9	早川ケン子	○
	2	佐藤安美	○	10	三田地和彦	○
	3	畠山昌典	○	11	合砂丈司	○
	4	畠山和英	○	12	三田地泰正	○
	5	八重樫龍介	○	13	菊地弘巳	○
	6	三田地久志	○			
	7	林崎竟次郎	○			
	8	坂本昇	○			

会議録署名議員	1 番	千葉泰彦	2 番	佐藤安美
	3 番	畠山昌典		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原克彦	議事係長	石垣直美
	主 査	三浦利佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	教 育 長	三 上 潤
	総務課長	三上義重	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠明	町民課長	山岸知成
	健康推進課長	三浦政宏	経済観光交流課長	佐々木 章
	農林水産課長	佐々木 修二	地域整備課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	危機管理課長	應家義政	教育次長	佐々木 剛
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和4年第3回岩泉町議会臨時会

## 議事日程(第1号)

令和4年5月18日(水曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 選挙第1号 議長の選挙について

日程第4 行政報告

日程第5 報告第1号 令和3年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第2号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第8 承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第9 議案第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて

閉会の宣告

# 令和4年第3回岩泉町議会臨時会

追加議事日程（第1号の追加1）

追加日程第 1 選挙第2号 副議長の選挙について

# 令和 4 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

追加議事日程（第 1 号の追加 2）

追加日程第 2 指定第 1 号 議席の一部変更について

追加日程第 3 議長の常任委員の辞任について

# 令和4年第3回岩泉町議会臨時会

追加議事日程（第1号の追加3）

追加日程第 4 選任第1号 常任委員の所属の変更について

追加日程第 5 選任第2号 広報広聴常任委員の選任について



---

◎副議長挨拶

○副議長（菊地弘巳君） おはようございます。副議長の菊地弘巳です。地方自治法第106条の規定によって、議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

---

◎写真撮影の許可について

○副議長（菊地弘巳君） 開会に先立ちまして申し上げます。

議会だより等の取材のため、本会議の状況について議会事務局職員及び町職員が写真撮影することを許可しておりますので、ご了承願います。

また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○副議長（菊地弘巳君） ただいまから令和4年第3回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さんから所用のため早退する旨の届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○副議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

---

◎追悼演説

○副議長（菊地弘巳君） 議事に入ります前に申し上げます。

本町議会議長でありました野館泰喜議員が、去る4月28日、不慮の事故でご逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みでございます。ここに、故野館泰喜議長の御霊に対して追悼演説を行いたいと存じます。議員を代表して坂本昇議員、お願いします。

坂本議員、お願いします。

○8番（坂本 昇君） 追悼の言葉。議員を代表して、故岩泉町議会議員、野館泰喜様の御霊に謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

先月、4月28日の午前、野館議長が作業現場で事故に遭い、岩泉病院に運ばれたものの、そこでお亡くなりになられたとの知らせを受けました。私と野館議長は、町議会議員の同期でありまして、町のため、町民のため、お互いに気にかけて、切磋琢磨してきた仲間であります。あんなに元気だった野館議長が、突然亡くなられたと言われましても信じられず、気持ちの整理がつくまで、しばらくの時間を要してしまいました。しかし、この悲しい現実は変えることができず、誠に痛恨の情に堪えない次第であります。一心にご回復を祈っておられましたご家族の方々のご心痛を推察申し上げますとき、お慰めの言葉もありません。

野館議長、あなたは資性闊達にして、志を常に社会公共に置きながら、平成21年4月に町民の方々から厚い推薦を受け、岩泉町議会議員に初当選。以来4期連続13年の長きにわたり、不断の熱意と卓越した識見をもって、町政の審議に参画されました。

その間、平成25年には産業常任委員長、平成29年には副議長を歴任され、令和3年4月から今日まで、議長として、町議会の円滑な運営に尽くされました。このことをはじめ、町民に開かれた議会の推進や議会基本条例の制定など、議員一同の信望を一身に集められておりました。特に平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧、復興と、新型コロナウイルス感染症対応では、心を痛めながらも、特別なご努力を続けてこられました。また、議員当選以来、議会広報の編集に熱心に携わり、令和3年度の全国町村議会広報コンクールにおいて最優秀賞を受賞されるに当たり、適切なアドバイスをするなど、これからもっと後進を指導し、ご活躍していただかなければならないと思っていた矢先でありました。

再びあなたにお目にかかることはかないませんが、あなたのご遺徳と幾多のご功績は、永久に私たちの胸に長くたたえられることでありましょう。申し上げれば限りもなく、惜別の情は尽きませんが、ここに謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。追悼の言葉といたします。

令和4年5月18日、議員代表、坂本昇。

○副議長（菊地弘巳君） 追悼演説を終わります。

引き続きまして、ここに故人のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷をささげたいと思います。皆様のご起立をお願いします。黙祷。

[黙 祷]

○副議長（菊地弘巳君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

これから本会議に入るわけでありますが、付議事件が議会構成に関わるもので、長い時間を要すると思われまます。当局の提案事件の審査時間になりましたならば、出席要求しますので、それまでの間、当局の課長等は退席をお願いします。

[課長等退席]

○副議長（菊地弘巳君） なお、町長、教育長には議長の選挙後の就任の挨拶がございしますので、それが終わるまでの間、出席をお願いします。

---

#### ◎議事日程の報告

○副議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○副議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さん、3番、畠山昌典さんを指名します。

---

#### ◎会期の決定について

○副議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、5月18日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

---

◎議長の選挙について

○副議長（菊地弘巳君） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（菊地弘巳君） 投票は単記無記名です。

同じ氏の議員が2名以上いる場合に、氏だけ記載したものは被選挙人を確認できないものとして無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（菊地弘巳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○副議長（菊地弘巳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議長席に向かって右側にある投票箱に1番議員より順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（菊地弘巳君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（菊地弘巳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。千葉泰彦さん、佐藤安美さん、開票の立会いをお願いしま

す。

〔開 票〕

○副議長（菊地弘巳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票。

有効投票のうち

菊地弘巳 11票

八重樫龍介 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、私が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

◎議長当選承諾及び挨拶

○議長（菊地弘巳君） ただいまの選挙により私が議長に当選しましたので、承諾の挨拶をいたします。

まずは、野館泰喜前議長の突然のご逝去につきまして、改めて衷心よりお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

そこで、本日の議長選挙になったわけですが、多くの議員の皆様から支持を賜りまして、議長に就任することになりましたことは、身に余る幸せでございます。何分浅学非才でございますし、この岩泉町議会を代表する議長という大役は、誠に荷が重いのは重々承知しておりますが、皆様方のご教授を賜りながら、そしてまたご協力を賜りながら、その任を全うしてまいりたいと思います。どうかひとつよろしく願い申し上げます。

〔拍 手〕

○議長（菊地弘巳君） ここで暫時休憩します。

休憩（午前10時23分）

---

再開（午前10時28分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎日程の追加

○議長（菊地弘巳君） ただいまの選挙により、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、副議長の選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程（第1号の追加1）を配付します。

〔資料配付〕

---

◎副議長の選挙について

○議長（菊地弘巳君） 追加日程第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に3番、畠山昌典さん、4番、畠山和英さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（菊地弘巳君） 投票方法は、議長選挙と同じであります。

投票は単記無記名です。

同じ氏の議員が2名以上いる場合に、氏だけ記載したものは被選挙人を確認できない

ものとして無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（菊地弘巳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議長席に向かって右側にある投票箱に1番議員より順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（菊地弘巳君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。畠山昌典さん、畠山和英さん、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（菊地弘巳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち

三田地和彦さん 7票

三田地久志さん 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、三田地和彦さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（菊地弘巳君） ただいま副議長に当選された三田地和彦さんが議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって副議長当選の告知をいたします。

当選人、三田地和彦さんの副議長当選承諾及びご挨拶をいただきます。

三田地和彦さん、お願いします。

〔承諾しない場合は〕という人あり〕

○議長（菊地弘巳君） それでは、暫時休憩します。

休憩（午前10時38分）

---

再開（午前10時41分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎副議長の再選挙について

○議長（菊地弘巳君） なお、ただいま副議長に当選されました三田地和彦さんより発言の申出がありますので、これを許します。

三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） ただいま副議長の選挙の結果、私に大変ありがたい得票をいただいたわけですが、私はただいまの得票の結果当選ということではございますが、大変誠に恐縮ではございますが、ただいまの当選を辞退させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 先ほどの選挙で副議長に当選された三田地和彦さんから当選を辞退するとの申出がありました。

それでは、改めて選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔「休憩」という人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 休憩しますか。

それでは、ただいまの発言を取り消します。



暫時の間、休憩します。

休憩（午前10時44分）

---

再開（午前10時50分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

先ほどの選挙で副議長に当選された三田地和彦さんから当選を辞退するとの申出がありました。

改めて選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項及び議会の運営に関する基準第47の規定によって、立会人に5番、八重樫龍介さん、6番、三田地久志さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○議長（菊地弘巳君） 投票方法は、議長選挙と同じです。

投票は単記無記名です。

同じ氏の議員が2名以上いる場合には、氏だけ記載したものは被選挙人を確認できないものとして無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（菊地弘巳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議長席に向かって右側にある投票箱に1番議員より順次投票を願います。

[投票]

○議長（菊地弘巳君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。5番、八重樫龍介さん、6番、三田地久志さん、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（菊地弘巳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち

八重樫龍介さん 6票

三田地久志さん 6票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

八重樫龍介さんと三田地久志さんの得票数は、いずれもこれを超えております。

両者の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

八重樫龍介さん及び三田地久志さんが議場におられますので、くじを引いていただきます。

まず、くじを引く順序を定めるくじを行います。

ここで、三田地久志さんから発言の申出があります。これを許します。

○6番（三田地久志君） ただいまは、皆様から6票の得票をいただきましたが、私はこの際辞退を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの選挙で同数となりました三田地久志さんから辞退するとの申出がありました。

したがって、八重樫龍介さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（菊地弘巳君） ただいま副議長に当選された八重樫龍介さんが議場におられます。  
会議規則第32条第2項の規定によって副議長の当選の告知をいたします。

当選人、八重樫龍介さんの副議長当選承諾及びご挨拶をいただきます。

八重樫龍介さん。

○副議長（八重樫龍介君） ただいま副議長に選任をいただきました八重樫龍介でございます。今後は町民が幸せを感じることができるまちづくり、そして何よりも菊地議長をサポートし、この安定した議会運営に努めねばならないと思っております。議員の皆様方には今まで以上のご指導を、そして中居町長率いる職員の皆様方にも今まで以上のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、副議長就任に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（菊地弘巳君） 町長、教育長には、当局の提案事件の審議時間になりましたならば出席要求をしますので、それまでの間退席をお願いします。

〔町長 中居健一君退席〕

〔教育長 三上 潤君退席〕

○議長（菊地弘巳君） ここで暫時休憩します。

休憩（午前11時06分）

---

再開（午前11時24分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎日程の追加

○議長（菊地弘巳君） ただいまの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更について

及び議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2、議席の一部変更について及び追加日程第3、議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加議事日程（第1号の追加2）を配付します。

〔資料配付〕

---

◎議席の一部変更について

○議長（菊地弘巳君） 追加日程第2、議席の一部変更についてを議題とします。

議席は、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。これより指定第1号及び議席配置図を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（菊地弘巳君） お手元に配付いたしましたとおり議席を指定いたします。

なお、本日の会議においては、今お座りの座席といたしますので、ご了承願います。

---

◎議長の常任委員の辞任について

○議長（菊地弘巳君） 次に、追加日程第3、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

議長の常任委員の辞任の件でございますが、通例により議長は常任委員を辞任いたしたく、申出いたします。

本件は、私の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

副議長、よろしく申し上げます。

〔議長 菊地弘巳君退場〕

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（八重樫龍介君） ただいま議長が退場しましたので、地方自治法第106条の規定

により議長の職務を代わって行います。

菊地議長から、地方自治法第105条の規定により、産業常任委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長、菊地弘已さんの入場を求めます。

議長を交代いたします。

〔議長 菊地弘已君入場〕

〔副議長、議長と交代〕

○議長（菊地弘已君） ここで暫時休憩します。

休憩（午前11時31分）

---

再開（午前11時46分）

○議長（菊地弘已君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎日程の追加

○議長（菊地弘已君） ただいまの議長の常任委員の辞任等に伴い、常任委員の所属の変更について及び広報広聴常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4及び追加日程第5として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第4、常任委員の所属の変更について及び追加日程第5、広報広聴常任委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加議事日程（第1号の追加3）を配付します。

〔資料配付〕

---

◎常任委員の所属の変更について

○議長（菊地弘巳君） 追加日程第4、常任委員の所属の変更を行います。

常任委員の所属の変更については、委員会条例第7条第3項の規定により、12番、三田地泰正さんを産業常任委員に所属を変更します。

---

◎広報広聴常任委員の選任について

○議長（菊地弘巳君） 次に、追加日程第5、広報広聴常任委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により議長において指名します。

8番、坂本昇さんを広報広聴常任委員に指名します。

ここで暫時休憩します。

休憩（午前11時50分）

---

再開（午後 零時08分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

総務常任委員会において、委員長の互選の結果が議長宛てに提出されましたので、ご報告申し上げます。

総務常任委員長の互選は、総務常任委員会委員長、畠山昌典さん。

続いて、広報広聴常任委員会委員長には千葉泰彦さん。

以上でございます。

それでは、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時10分）

---

再開（午後 1時30分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

議案は、お手元に配りましたとおりです。

日程に従い、進行します。

---

◎行政報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、行政報告を行います。

三上総務課長、はい、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 去る令和4年4月3日に発生いたしました安家字大平地内林野火災における消防団員受傷事故についてご報告を申し上げます。

まず、災害発生時の状況ですが、4月3日午前11時53分、宮古消防本部通信指令センターにおいて出火を覚知し、空中消火が必要な状況であったことから、午後零時3分に岩泉町災害警戒本部を設置、併せて岩手県防災ヘリコプターの要請を行いました。その後延焼が拡大傾向にあることから、第2出動指令による第2分団、第5分団の追加出動、青森県防災ヘリコプターの要請を行い、午後3時には岩泉町災害対策本部に切り替え、対応をしております。

県防災ヘリコプターによる空中消火、地上での消防団員延べ82人による消火活動が行われ、午後4時20分には鎮圧状態を確認、翌4日午前9時30分には鎮火を確認したことから、同時刻で災害対策本部を廃止したところでございます。

次に、この火災による消防団員3人の受傷事故の内容ですが、1人目は49歳男性、右肩に担いでいた筒先に右ふくらはぎを強打し、筋挫傷と診断されたものであります。この団員は、4月7日に職場復帰し、同月20日に診療を終了しております。

2人目は49歳男性、丸太を踏み越えようとした際に転倒、左脛骨腓骨骨幹部骨折により4月6日手術、同月24日に退院し、現在は自宅療養中でございます。

3人目は57歳男性、岩手県防災ヘリコプターの散水が背中に当たり、胸腰椎破裂骨折、肺挫傷と診断され、現在も入院加療中でございます。痛みは残っているものの歩行訓練を行っており、今月中の退院を目指しているとのことでございます。

なお、3人目の受傷事故は、4月5日、国土交通省により航空事故に認定され、運輸安全委員会が指名する航空事故調査官2人による県防災航空センターでの機体調査と職員などへの聞き取り、現地調査が行われております。調査結果の取りまとめには数か月

を要するとのことでございまして、全国でも前例がない事故と見られております。

今般の事案を受けまして、改めて消火活動などに関するマニュアルに基づく安全対策の確認、再徹底を図ったところでございます。また、調査報告書公表後には原因関係者への勧告、関係行政庁への意見陳述等が行われますことから、調査結果に基づく県の指導等を踏まえまして、再発防止策を検討してまいります。

また、県内の新型コロナウイルスの感染状況は、ゴールデンウィーク後半から人流の増加に伴う感染者数の高止まりが続いており、感染経路が不明な事例も増えております。このような中、町内におきましても、高齢者施設クラスター発生、町職員と感染者発生が確認されておりますので、この場をお借りし、お知らせいたします。

令和4年5月17日現在の町関係機関の新型コロナウイルス感染の状況でございますが、町職員関係2人、町内学校関係2校3人、町内高齢者施設関係1施設21人となっております。なお、この状況につきましては、町ホームページ、該当施設ホームページで自主公表をしているところであります。

現在宮古保健所等関係機関の助言、指導の下に、当該施設等の感染予防対策を徹底し、感染拡大防止に努めているところであり、議員各位、町民の皆様には多大なるご心配をおかけしておりますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） これで行政報告を終わります。

---

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第5、第6、報告第1号 令和3年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第2号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。

三上総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 令和3年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度岩泉町一般会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自



治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年5月18日、岩泉町長、中居健一。

次のページを御覧願います。2ページの2款3項、住民記録システム改修事業から7款3項、本銅沢河川改修事業までの10事業でございまして、翌年度への繰越額を1億9,621万5,000円とするものでございます。

なお、財源内訳は、未収入特定財源が1億8,009万2,000円、一般財源が1,612万3,000円でございます。

続きまして、報告第2号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度岩泉町観光事業特別会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年5月18日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。1款1項、龍泉洞温泉ホテル高圧受電設備機器交換事業の1事業でございまして、翌年度への繰越額を199万1,000円とするものでございます。

なお、財源内訳は、199万1,000円全額が一般財源となっております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月18日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例等の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正でございますが、地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴います本町税条例の改正でございます。併せて条ずれ、文言の修正等、所要の整理も行うものでございます。新旧対照表が長いものですから、主な改正内容をご説明申し上げます。

主な改正内容1つ目でございますが、まず土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を低減する改正を行うものでございます。

次に、所得税の住宅ローン控除の適用者につきまして、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する改正を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税でございますが、限度額を全体で102万円に引き上げるほか、未就学児の均等割額について、2分の1に軽減する改正を行うものでございます。

以上が改正の概要でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月18日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」が発出され、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の国民健康保険税の減免に要する費用が国庫補助の対象となることに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を設け、及び令和4年3月31日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正につきましては、当該国保の減免条例についてでございます。この条例は、コロナ対策といたしまして、令和元年から3年度までの国民健康保険税を対象とした減免につきまして、令和4年3月31日に執行をすることで制定しておりましたところ、今般国からの通知に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の状況、影響に鑑み、さらに1年間の延長をするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、7,040万円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社代表取締役社長、菅原博之。

令和4年5月18日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和4年5月19日着工予定、令和5年1月12日の完成予定でございます。

工事概要は、施工延長が13.3メートル、消波ブロック50トン型32個の製作、据付けでございまして、下段の縦断図の赤く着色した部分が本工事の施工箇所でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この工事で、本工事でありますけれども、毎年度これが、工事が出ております。このスタートはいつ始まって、終期、いつ頃にこの北防波堤の工事が終了する予定かお尋ねします。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（三上訓一君） 北防波堤の始期と終期ということですが、こちらのほうは平成20年度スタートしておりまして、当初10年間の予定ではございましたけれども、大震災等の影響もありまして、今年度をもって完了するという事業となります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、ホイールローダ8トン級。型式、キャタピラー910-14型。数量、1台。契約金額、1,350万8,000円。

2、取得の方法、買入れ。

3、契約の相手方、住所、宮古市田鎖第8地割4番地1。氏名、日本キャタピラー合同会社宮古営業所所長、高橋治樹。

令和4年5月18日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。堆肥センター事業の用に供するホイールローダを買入れしようとするものである。

次のページ、2ページに参考資料1としてホイールローダの概要、3ページに参考資

料2として外観図をおつけしております。

納期は令和5年3月31日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 堆肥センターに供給するわけですが、このホイールローダのほか  
に何台か整備されているのか、全体計画の中のどの位置にあるのかというのはいかがで  
しょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

堆肥センターのほうの所有しているローダでございますけれども、小本堆肥センター  
で2台、小川堆肥センターで2台、今回小本堆肥センターの2台のうち1台を更新する  
ということになります。もう一台につきましては、まだ供用が十分可能なために、その  
まま使用という計画でございます。

もう一つの小川堆肥センターにつきましては、2台所有しておりまして、うち1台に  
つきましては、平成28年度に1台更新してございます。あと1台の更新につきましては、  
令和5年度以降に計画したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車。車名、日野デュトロ。数量、1台。契約金額、2,420万円。

2、取得の方法、買入れ。

3、契約の相手方、住所、紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14。氏名、互光商事株式会社代表取締役、玉川康介。

令和4年5月18日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消防活動の用に供する小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。

次のページ、2ページに参考資料1として小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車の概要、3ページに参考資料2として外観図をおつけしております。

納期は年内、12月23日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時06分）



この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

---

副 議 長

八 重 樫 龍 介

---

署 名 議 員

千 葉 泰 彦

---

署 名 議 員

佐 藤 安 美

---

署 名 議 員

畠 山 昌 典

---